

# 栃木県警察航空隊の運営等に関する規程

(平成5年3月15日)  
(栃木県警察本部訓令第5号)

～原文は縦書き～

栃木県警察航空機使用管理規程(昭和六十一年栃木県警察本部訓令第8号)の全部を改正する。

## 目次

- 第一章 総則(第一条―第五条)
- 第二章 航空隊(第六条―第十六条)
- 第三章 運用(第十七条―第二十六条)
- 第四章 航空安全(第二十七条―第三十一条)
- 第五章 点検整備(第三十二条―第三十四条)
- 第六章 事故発生時の措置(第三十五条―第三十七条)
- 第七章 雑則(第三十八条)

## 附則

### 第一章 総則

(趣旨)

第一条 この訓令は、栃木県警察航空隊(以下「航空隊」という。)の運営並びに警察用航空機(以下「航空機」という。)の運用及び整備等について必要な事項を定めるものとする。

(準拠)

第二条 航空隊の運営並びに航空機の運用及び整備等については、航空関係法令、警察用航空機の運用等に関する規則(昭和三十七年国家公安委員会規則第三号。以下「規則」という。)、警察用航空機の運用等に関する細則(平成四年警察庁訓令第十六号。以下「細則」という。)その他別に定めのあるもののほか、この訓令の定めるところによる。

(用語の意義)

第三条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 航空業務 航空機の運用及び整備に関する業務をいう。
- 二 航空機等 航空機、航空用装備品、航空機に係る附属品及び部品並びに整備工具その他の航空機の整備に必要な物品をいう。
- 三 航空従事者 航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)第二条第三項に定める航空従事者をいう。
- 四 航空機事故 航空機による人の死傷、航空機の損傷その他航空機に係る事故をいう。

(航空業務の基本)

第四条 航空業務は、航空機の運航の安全を確保するとともに、警察業務の効率的な遂行

に資するため、計画的にこれを行わなければならない。

2 警察本部長(以下「本部長」という。)は、毎年、警察庁長官から示された航空業務計画の指針に基づき、航空業務計画を策定しなければならない。

(警ら用無線自動車等との連携等)

第五条 航空隊は、第八条に規定する任務を効果的に遂行するため、航空機の運用に当たっては、警ら用無線自動車、警察用船舶等との連携を図るとともに、地域部通信指令課(以下「通信指令課」という。)の機能を十分に活用しなければならない。

## 第二章 航空隊

(組織及び編成)

第六条 航空隊は、航空隊長(以下「隊長」という。)及び隊員をもって組織する。

2 航空隊の編成は、別に定める。

(勤務制)

第七条 隊長及び航空管理官は、栃木県警察職員の勤務時間等に関する訓令(平成十二年栃木県警察本部訓令乙第三十八号。以下「勤務規程」という。)第二条第一号に定める通常勤務による勤務とし、その勤務時間は勤務規程第六条第一項に定めるところによる。

2 前項以外の隊員は、勤務規程第二条第二号に定める毎日勤務による勤務とし、勤務時間は勤務規程第四条に定めるところによる。

(任務)

第八条 航空隊は、航空機を運用することにより、航空機警ら、遭難者の捜索救助及び警察業務の支援を行うことを任務とする。

(航空基地)

第九条 航空隊に、活動の拠点として、事務所、格納庫、航空機の整備のための施設、通信設備、その他所要の施設及び設備を備えた航空基地を置く。

2 航空基地の位置は、宇都宮市宮の内二丁目一三〇〇番地二とする。

(活動方法)

第十条 隊員は、次の各号に掲げる活動種別に従い、当該各号に定める活動方法により勤務するものとする。

一 航空機警ら 航空機警らは、あらかじめ定められた空域又は路線を巡航して、地形地物、交通の状況その他の管内実態の掌握に当たり、異常事態の発生を認知した場合は、その旨を通信指令課に速報するとともに、通信指令課から緊急事態への即応を行う旨の指令があった場合には、迅速に現場急行し、緊急事態への対処に当たるものとする。

二 待機 待機は、指定された場所において、緊急事態が発生した場合に直ちに出動できる態勢を保持しながら、航空機、無線機器その他の装備資器材の点検整備及び書類の作成、整理等に当たるものとする。

2 隊長及び隊員は、第八条に規定する任務を達成するため、前項の活動以外の特別な活動を行う必要があるときは、当該活動を行うための勤務に従事するものとする。

(地域課長の職務)

第十一条 地域部地域課長(以下「地域課長」という。)は、本部長の指揮を受け、航空隊

を効率的に運営するものとする。

(隊長の職務)

第十二条 隊長は、上司の指揮を受け、航空業務計画に従って航空隊を運用するとともに、隊員の運用、指揮監督及び指導教養を適切に行うものとする。

(運航責任者)

第十三条 地域課長は、運航責任者を航空隊勤務員の中から指定するものとする。

2 運航責任者は、次に掲げる職務を行うものとする。

一 航空機の運航及びその安全に関すること。

二 航空機等の整備に関すること。

三 航空業務に関する教育訓練に関すること。

四 前各号のほか、航空機の運用に関すること。

3 運航責任者が不在又は事故あるときは、地域課長の指名する者が、その業務を行うものとする。

(安全担当者)

第十四条 安全担当者は、隊員の中から隊長が指定するものとする。

2 安全担当者は、運航責任者を補佐し、次に掲げる職務を行うものとする。

一 航空機事故の防止に関する計画の案を立案すること。

二 航空機を安全に運航するために必要な情報の収集及び整理を行うこと。

三 航空機を安全に運航するために必要な教育訓練を行うこと。

四 航空従事者の健康管理に関する指導を行うこと。

(航空業務計画の策定)

第十五条 隊長は、第四条第二項に規定する航空業務計画の案を策定し、本部長の承認を得なければならない。

2 運航責任者は、第十三条第二項に規定する業務を実施するため、前項の航空業務計画に基づき、毎年の年間航空機事故防止計画、四半期別整備計画(別記様式第一号)、四半期別訓練計画(別記様式第二号)及び月別運航計画(別記様式第三号)を作成しなければならない。

第十六条 削除

第三章 運用

(機長の指定)

第十七条 運航責任者(その代理を命ぜられた者を含む。以下同じ。)は、航空機を運航させるときは、その都度、当該航空機を操縦する資格を有する者のうちから機長を指定しなければならない。

(機長の責任と権限)

第十八条 機長は、航空機の飛行につき、すべての責めに任ずる。

2 機長は、搭乗者に対し、飛行の安全上必要な指示を行うことができる。

3 搭乗者は、航空機の飛行に関しては、機長を指揮してはならない。

(運用申請)

第十九条 所属長は、航空機を運用する場合には、航空機運用申請書(別記様式第六号。以下「申請書」という。)により、隊長を経て本部長に申請するものとする。ただし、

緊急を要する場合は、電話その他の方法により申請し、事後において速やかに申請書を提出するものとする。

2 前項の申請(ただし書の場合を除く。)は、航空機を運用する日の七日前までに申請書を二通作成して行うものとする。ただし、航空基地及び臨時発着場以外の場所を使用して離着陸するときは、臨時発着場(候補地)調査表(別記様式第七号。以下「調査表」という。)に当該場所の所有者又は管理者の臨時発着場としての使用の承諾書を添えて、運用する日の二十日前までに行うものとする。

(運用承認)

第二十条 本部長は、前条に規定する運用申請があった場合は、運用日時、目的、飛行経路、飛行時間、離着陸場所等について審査し、相当と認めるときは、運用を承認するものとする。

2 前項の承認は、航空機運用承認書(別記様式第六号)を当該所属長に交付して行うものとする。ただし、前条第一項に規定するただし書の場合を除く。

(事前の連絡調整)

第二十一条 所属長は、航空機の運用承認を受けたときは、あらかじめ運航責任者と必要な細部事項について連絡調整を行わなければならない。

(搭乗)

第二十二条 航空機に搭乗しようとする者は、第二十条第二項の規定により交付された航空機運用承認書を機長に提示しなければならない。

2 第十九条第一項ただし書の規定により承認を受けて搭乗しようとする者は、機長にその旨を告げ、警察手帳、身分証明書等を提示しなければならない。

3 機長は、搭乗者が搭乗に際して遵守しなければならない事項について指導するとともに、当該業務の遂行上必要な事項について十分な打合せを行わなければならない。

(搭乗者の遵守事項)

第二十三条 搭乗者は、機長の指示に従うとともに、別表第一に定める航空機搭乗者心得を遵守しなければならない。

(警察職員以外の者の搭乗手続)

第二十四条 本部長は、警察職員以外の者から航空機の搭乗申請があった場合には、その内容を第二十条第一項の規定に準じて審査し、必要があると認めるときは、搭乗を承認することができる。

2 前項の搭乗承認手続は、航空機搭乗承認申請書(別記様式第八号)二通に、搭乗者の誓約書(別記様式第九号)を添付し、隊長を経て申請するものとする。

3 本部長は、搭乗を承認したときは、航空機搭乗承認書(別記様式第八号)を当該申請者に交付するものとする。

4 航空機に搭乗する際は、前項の航空機搭乗承認書を機長に提示しなければならない。

(臨時発着場の指定)

第二十五条 本部長は、航空機の運航状況を考慮し、臨時発着場を指定するものとする。

2 所属長は、前項の臨時発着場を変更し、又は新たに設定することが相当と認めるときは、調査表により本部長に申請するものとする。

(他の都道府県への派遣)

第二十六条 他の都道府県公安委員会から航空機等の派遣要請があつた場合には、栃木県公安委員会の承認を得て派遣することができる。

#### 第四章 航空安全

(隊員の心構え)

第二十七条 隊員は、常に関係法令の研究と技術の向上を図り、航空機の安全運航の確保と航空業務の円滑な遂行に努めなければならない。

(飛行安全基準)

第二十八条 飛行安全基準は、航空関係法令に基づいて定められた飛行規程による。

2 航空従事者は、飛行規程を遵守し、安全な飛行に努めなければならない。

(飛行計画の承認等)

第二十九条 機長は、飛行前に搭乗者と必要な打合せを行ったうえ、飛行計画を策定し、運航責任者の承認を受けなければならない。承認を受けた飛行計画を変更しようとするときも同様とする。ただし、飛行中に通信機の故障その他の理由により連絡ができないときは、この限りでない。

2 機長は、航空基地から航空機を出発させようとするときは、運航責任者の承認を受けなければならない。

3 機長は、飛行後、運用記録(別記様式第十号)により、その結果を隊長に報告するものとする。

(通信連絡)

第三十条 機長は、飛行に当たっては、常に無線局を開局し、航空基地及び他の無線局と密接な通信連絡を行い、航空機の位置及び飛行の状態を明らかにしなければならない。

(防護計画)

第三十一条 隊長は、航空基地における火災その他の事故防止に努めるとともに、非常の場合における航空基地及び航空機の防護に必要な計画を立てておかななければならない。

#### 第五章 点検整備

(点検整備)

第三十二条 隊長は、別表第二に定める点検整備要領に基づき、航空機の点検整備を実施し、機能の保持に努めなければならない。

(定期検査)

第三十三条 地域課長は、六月ごとに次に掲げる事項について検査を行わなければならない。

- 一 航空機等の整備状況
- 二 航空機等の整備に関する法令の遵守状況
- 三 航空機等の整備に関する記録の整理状況

(非可動報告)

第三十四条 運航責任者は、航空機の故障等により運航できない場合は、隊長にその都度報告しなければならない。

#### 第六章 事故発生時の措置

(機長の措置)

第三十五条 機長は、飛行中において航空機の故障、気象の急変その他の事由により航空

機に危険が生ずるおそれがあると認めるときは、人命の安全を図るため必要な措置を講じるとともに、直ちに警察無線局等に事態の状況を即報しなければならない。

2 機長は、航空機事故が発生した場合は、速やかに本部長に対し、次に掲げる事項を報告しなければならない。ただし、機長が報告することができないときは、当該報告は、搭乗中の警察職員が行うものとする。

- 一 航空機の登録記号及び型式
- 二 機長及び搭乗者の氏名
- 三 事故発生の日時、場所及び当時の気象状態
- 四 事故発生前後の状況
- 五 死傷者の氏名及び負傷の程度その他死傷者の捜索、救護等に関し参考となる事項
- 六 物件の損壊の程度
- 七 事故の原因と推定される事項及び事故に対する措置の概要

(事故調査)

第三十六条 本部長は、航空機事故が発生したときは、当該航空機事故の原因を明らかにするため必要な調査を行わなければならない。

(警察署長の措置)

第三十七条 警察署長は、管轄区域において航空機事故の発生を認知したときは、直ちに搭乗者の救助、事故現場の保存その他必要な措置をとるとともに、その状況を本部長に報告しなければならない。

## 第七章 雑則

(備付簿冊)

第三十八条 隊長は、航空機の運用及び整備の状況を明らかにするため、細則第七条に定める備付簿冊のほか、次の各号に掲げる簿冊を備え付けるものとする。

- 一 航空隊業務日誌(別記様式第十一号)
- 二 日々飛行計画(別記様式第十二号)
- 三 臨時発着場指定簿(別記様式第十三号)